

◇住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 登録基準

	一般型住宅	一部共用型住宅 (居室の一部を共用)	共同居住型賃貸住宅 (ひとり親世帯向けを除くシェアハウス)	共同居住型賃貸住宅 (ひとり親世帯向けシェアハウス)
規模	・住戸の床面積が18㎡以上であること。	・住戸の床面積が13㎡以上であること。 (ただし、台所、浴室又はシャワー室のいずれかが共用されているものであること。)	・住宅全体の床面積が 13.5㎡×A＋10㎡以上かつ、 専用居室の床面積が7.5㎡以上であること。 ※A≧2 (A：入居可能者数) ※専用居室の入居者は一人とする。	・以下の①又は②のいずれかであること ①住宅全体の床面積が 13.5㎡×B＋20㎡×C＋10㎡以上、かつ、 ひとり親世帯向け専用居室の床面積が 10㎡以上であること。 ②住宅全体の床面積が 13.5㎡×B＋22㎡×C＋10㎡以上、かつ、 ひとり親世帯向け専用居室の床面積が 8㎡以上であること。 ※B≧1かつC≧1、もしくは、B＝0かつC≧2 B：ひとり親世帯向け居室以外 の入居可能者数 C：ひとり親世帯向け居室 の入居可能世帯数 ※専用居室の入居者はひとり親世帯（親＋子） 1世帯とする。
構造	・消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものであること。 ・一定の耐震性（対象となる住戸のある建物 が昭和56年6月1日以降に着工、もしくは耐震改修等を行 い新耐震基準と同等以上の安全性が確認されていること） を確保していること			
設備	・台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。	・共同居住型賃貸住宅の共用部分に、以下の設備等が備えられていること。 イ：居間 ロ：食堂 ハ：台所 ニ：便所 ホ：洗面設備 ヘ：浴室又はシャワー室 ト：洗濯室又は洗濯場 （ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用居室に上記のい ずれかの設備等が備えられている場合は、共用部分に備え る必要はない。）	・便所、洗面設備及び浴室又はシャワー室の必要数＝ A／5 （小数点以下切り上げ）	・便所及び洗面設備の必要数＝（B＋C）／3 ・浴室又はシャワー室の必要数＝（B＋C）／4 （小数点以下切り上げ） ※バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること。
賃貸条件	・賃貸人は入居を拒まないこととする住宅確保要配慮者の範囲を限定しないこと。 （ただし、高齢者専用などのセーフティネット専用住宅とする場合は、住宅確保要配慮者の範囲を限定することが可能。） ・賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないこと。			
＊「共同居住型賃貸住宅」：賃貸人が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅				